

県南広域振興局長告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年7月20日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1（1）路線名 北上東和線
 - （2）供用開始の区間 北上市更木11地割4番3地先から16地割156番地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年7月20日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成30年7月20日から同年8月20日まで
- 2（1）路線名 ゆだ錦秋湖停車場線
 - （2）供用開始の区間 和賀郡西和賀町耳取49地割56番21地先から98番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年7月20日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - イ 期間 平成30年7月20日から同年8月20日まで